

第4章 施策の展開 (案)

目次

基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備	5
基本指針1-1 早期支援・早期療育の充実	5
①乳幼児健康診査	5
②乳幼児心理発達相談	5
③発達支援相談	5
④児童発達支援	6
⑤心身障害児通所訓練委託事業	6
⑥言語相談訓練事業	6
⑦障がい児療育事業	6
⑧保育所等訪問支援	6
基本指針1-2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援	8
① 巡回相談事業	8
② 幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修	8
③ 障がい児の保育・教育の充実	8
基本指針1-3 学校における特別支援教育体制の充実	9
(1) 支援体制の充実及び専門性の向上	9
① 校内委員会の充実	9
② 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	9
③ 授業のユニバーサルデザイン化の推進	9
④ 通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実	9
⑤ 知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実	10
⑥ 自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した運営と指導の充実	10
⑦ 読み書きに困難があるなど学習障がい（LD）のある児童・生徒の指導の充実	10
⑧ 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応	10
⑨ 特別支援教育に関する研修会等の充実	10
⑩ 市立学校における医療的ケア児に対する看護師の配置	10
⑪ 国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実	11
(2) 施設・設備等	12
① 多様な学びの場の充実	12
② 教育施設のユニバーサルデザイン化の推進	12
③ ICT機器の活用による学習支援	12
(3) 多様な人材による支援体制	13
① 心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談	13

② 学習補助員の配置	13
③ ボランティアの協力・育成	13
基本指針1-4 放課後の居場所づくり	14
① 学童クラブ	14
② 放課後こども教室、放課後学習教室	14
③ 放課後等デイサービス	14
基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築	15
基本指針2-1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携	15
① こげら就学支援シートの活用及び改善	15
② 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携	15
基本指針2-2 小・中学校の連携	16
① 小・中学校間の学びと育ちの継続	16
② 小・中連携教育の推進	16
基本指針2-3 中学校と進路先との連携	17
中学校から進学先への学びと育ちの継続	17
基本指針2-4 特別支援学校との連携	18
① 特別支援学校のセンター的機能の活用	18
② 交流及び共同学習の推進	18
③ 副籍交流の充実	18
基本指針2-5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携	20
① 小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進	20
② 学校と放課後こども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進	20
③ 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進	20
基本指針2-6 国立精神・神経医療研究センターと学校との連携	21
① 国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実<再掲>	21
基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実	22
基本指針3-1 障がい理解教育の推進	22
① 児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進	22
② 交流及び共同学習の推進<再掲>	22
③ 副籍交流の充実<再掲>	22
基本指針3-2 保護者支援のための情報提供の促進	24
① 保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携	24
② 関係機関と連携した就学説明会の実施	24
③ 特別支援教育に関する情報発信	24
基本指針3-3 保護者同士の交流の場等の促進	25
① ペアレントメンター	25
② ペアレントプログラム	25

③ 「みんなではなそう会」(障がい児療育事業)	25
④ 子育て交流ひろば(子ども家庭支援センター)	25
⑤ こども広場	25
基本指針3-4 保護者への専門相談支援	27
① 発達支援相談<再掲>	27
② 乳幼児心理発達相談<再掲>	27
③ 子育て相談(子ども家庭支援センター)	27
④ 就学相談	27
⑤ 教育相談	28
基本指針3-5 就労に向けた相談支援	29
① 進学や就労を見据えた情報提供	29
② 体験的な学習の実施	29

基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

基本指針1—1 早期支援・早期療育の充実

【施策の方向性】

- 乳幼児健康診査や心理発達相談などにより、特別な支援が必要なこどもの早期発見に努め、早い時期からの支援の充実に取り組みます。
- こどもの発達に応じて、可能性を最大限に伸ばせるように早期療育を充実します。

①乳幼児健康診査

集団健診において、発育・発達の確認と疾病等の早期発見を図り、保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後は、発達に心配のある乳幼児の保護者に対して、保健師の継続支援や乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげながら経過観察を行い、必要に応じて療育機関を紹介します。

②乳幼児心理発達相談

乳幼児健康診査における心理相談実施後は、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児と保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、こどもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

- ・個別相談
- ・集団指導：ひよこ遊びの会（対象：1歳8か月～2歳1か月の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：ひよこグループ（対象：2歳3か月～3歳1か月の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）

③発達支援相談

児童発達支援センターは、発達の気になるこどもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担うと共に、発達を支援するための相談窓口を実施しています。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、こどものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

④児童発達支援

未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行います。

⑤心身障害児通所訓練委託事業

小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。

⑥言語相談訓練事業

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。

⑦障がい児療育事業

白梅学園大学と連携して、造形・音楽・演劇などのワークショップを通して、発達が気になるこどもの発達を支援します。また、この事業で市内の大学と連携することにより、学生を福祉人材として育成します。

⑧保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等を訪問して、障がいのある児童が集団生活に適応するための支援を行います。

No	事業・取組	方向性	担当
1	乳幼児健康診査	継続	こども家庭センター
2	乳幼児心理発達相談	継続	こども家庭センター
3	発達支援相談	継続	障がい者支援課
4	児童発達支援	継続	障がい者支援課
5	心身障害児通所訓練委託事業	継続	障がい者支援課
6	言語相談訓練事業	継続	障がい者支援課
7	障がい児療育支援事業	継続	障がい者支援課

8	保育所等訪問支援	継続☆	障がい者支援課
---	----------	-----	---------

基本指針 1 - 2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援

【施策の方向性】

○専門家から指導・助言を受けながらこどもの発達を支援するとともに、特別支援教育や障がいに対する理解・啓発に取り組む認定こども園、幼稚園、保育園の活動を支援します

① 巡回相談事業

言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。

② 幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修

幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。

③ 障がい児の保育・教育の充実

認定こども園、幼稚園、保育園等で、医療的ケア児への対応を含め、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。

その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	巡回相談事業	継続	保育課
2	幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修	継続	保育課
3	障がい児の保育・教育の充実	継続	保育課

基本指針 1 - 3 学校における特別支援教育体制の充実

(1) 支援体制の充実及び専門性の向上

【施策の方向性】

- 小平市立学校教員が、特別支援教育の在り方についての理解を深めるとともに、組織として対応できるよう支援体制の充実を図ります。
- 通常の学級において、学習面や行動面で何らかの困難を抱える児童・生徒に対して、学習支援、生活支援等の体制や、指導方法の改善等を行う研究・研修体制を充実させ、個に応じた児童・生徒の支援を進めます。

① 校内委員会の充実

校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、障がいのある児童・生徒はもとより、不登校の児童・生徒の実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として取り組むことにより、一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。

また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。

② 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用

特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を用いて、関係機関との情報共有と連携を推進するための活用方法等について検討します。

③ 授業のユニバーサルデザイン化の推進

授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。また、ICT機器を活用するなどして、全ての児童・生徒にとってより分かりやすく充実した授業改善を行います。

④ 通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実

発達障がい等がある児童・生徒が、可能な限り多くの時間を在籍する通常の学級で他の児童・生徒とともに活動することができるよう、担任と巡回指導教員が密に連携し、特別支援教室での指導の内容や成果を通常の学級において実践できるよう努めます。

⑤ 知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実

校内でOJTを推進するとともに、障がい種別に応じた研修会を充実させ、教員の専門性の向上を図り、知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級における一人一人の特性に応じた指導の充実に努めます。

⑥ 自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した運営と指導の充実

令和6年度に開設した小学校自閉症・情緒障がい学級（固定制）と令和7年度に開設した中学校自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した学級運営を実現し、児童・生徒一人一人の特性に応じた指導が定着するように、設置校と教育委員会が密に連携し、協力して取り組みます。

⑦ 読み書きに困難があるなど学習障がい（LD）のある児童・生徒の指導の充実

学習者用端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。

学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を充実させ、授業改善を図ります。

学校において、デイジー教科書やデジタル教科書の活用がより一層進むように、好事例を紹介するなどして周知の充実を図ります。

⑧ 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応

教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。

学校及び担任等並びに教育委員会は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

⑨ 特別支援教育に関する研修会等の充実

障がいの有無にかかわらず、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいくため、教育委員会が実施した特別支援教育に関する研修会等の内容をもとに、各学校において還元の研修会等を実施し、小平市立学校教員全体の特別支援教育に対する理解を深めます。

⑩ 市立学校における医療的ケア児に対する看護師の配置

令和5年10月に策定した「小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、市立学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする

児童・生徒に対し看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

⑪ 国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実

注意欠陥多動性障がい（ADHD）等がある児童・生徒が、可能な限り多くの時間を在籍する通常の学級で他の児童・生徒とともに活動することができるよう、国立精神・神経医療研究センターと連携し、児童・生徒一人一人の特性の捉え方や対応方法等について具体的に学ぶことにより、学級担任等の指導力、対応力の向上を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	校内委員会の充実	充実	学校 指導課
2	学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	充実 重点事業	学校 指導課
3	授業のユニバーサルデザイン化の推進	充実	学校 指導課
4	通常の学級と特別支援教室の連携による指導の充実	継続☆	学校 指導課
5	知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実	充実	学校 指導課
6	自閉症・情緒障がい学級（固定制）の安定した運営と指導の充実	継続☆	学校 指導課
7	読み書きに困難があるなど学習障がい（LD）のある児童・生徒の指導の充実	充実 重点事業	学校 指導課
8	合理的配慮の理解・啓発の推進、対応	継続	学校 指導課 教育総務課 学務課
9	特別支援教育に関する研修会等の充実	充実 重点事業	学校 指導課
10	市立学校における医療的ケア児に対する看護師の配置	継続☆	学校 指導課

11	国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実	新規 重点事業	学校 指導課
----	--	------------	-----------

(2) 施設・設備等

<p>【施策の方向性】 ○児童・生徒一人一人の学びを支える教育環境の整備を進めます。</p>
--

① 多様な学びの場の充実

知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校、自閉症・情緒障がい学級（固定制）を小学校1校、中学校1校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校、中学校8校全校に設置しています。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。

特別支援学級の設置は、安定かつ充実した学級運営を確保することを前提に、適切なアセスメントに基づく児童・生徒一人一人の教育的ニーズ、児童・生徒数などに応じて対応します。

② 教育施設のユニバーサルデザイン化の推進

児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。

小学校の更新時には、ユニバーサルデザインの視点を考慮した設計とします。

③ ICT機器の活用による学習支援

ICT機器の活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。

児童・生徒に配備された学習者用端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、デジタル教科書の効果的な活用について教育委員会から各学校に積極的に周知していくとともに、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の活用について引き続き研究します。

No	事業・取組	方向性	担当
----	-------	-----	----

1	多様な学びの場の充実	継続	学務課 指導課 教育総務課
2	教育施設のユニバーサルデザイン化の推進	継続	教育総務課
3	ICT 機器の拡充による学習支援	充実 重点事業	指導課

(3) 多様な人材による支援体制

【施策の方向性】

- 心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を活用し、多様なこどものニーズに的確に responding していきます。
- 児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置します。

① 心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談

心理士、作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。

開設後間もない自閉症・情緒障がい学級（固定制）への作業療法士の派遣の充実を図ります。また、市立小・中学校への言語聴覚士の派遣の充実を図ります。

② 学習補助員の配置

児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を、各学校の状況に応じて配置し、教育活動の支援を行うほか、一人一人の特性に応じて学習活動のサポートを行います。

③ ボランティアの協力・育成

ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談	充実	指導課

2	学習補助員の配置	充実	指導課
3	ボランティアの協力・育成	継続	学校 指導課 地域学習支援課

基本指針 1 - 4 放課後の居場所づくり

【施策の方向性】

○放課後の生活を安全に安心して過ごすことができ、充実した時間となるよう支援します。

① 学童クラブ

放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。

② 放課後こども教室、放課後学習教室

放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後子ども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の確保に努めます。

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

No	事業・取組	方向性	担当
1	学童クラブ	充実	子育て支援課

2	放課後こども教室、放課後学習教室	継続	地域学習支援課
3	放課後等デイサービス	充実	障がい者支援課

基本指針 2 関係機関の連携によるネットワークの構築

基本指針 2 - 1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

【施策の方向性】

○こども一人一人の支援や配慮について、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校が互いに情報を共有し、継続した支援につなげます。

① こげら就学支援シートの活用及び改善

家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。就学児健康診断時に全員に配付するとともに、市ホームページでいつでもダウンロードできるようにしています。

また、各園や学校でも保護者にご説明いただけるよう、引き続き、こげら就学支援シート活用ブックを基に小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

また、配慮が必要なことに対する具体的な対応方法などを記入していただけるよう、様式や文言の修正を検討します。

さらに、就学支援シートを活用して学校生活支援シートを作成するなど、教員の研修等においてシート活用の好事例について情報共有に努めます。

② 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携

小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、指導の連携に努めています。互いの保育や教育活動について参観するなど、研修や連絡会の内容の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	こげら就学支援シートの活用及び改善	充実	指導課

2	認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携	充実	保育課 指導課
---	-----------------------	----	------------

基本指針 2—2 小・中学校の連携

【施策の方向性】

○こども一人一人の支援や配慮について、小学校と中学校が互いに情報を共有し、途切れのない支援につなげます。

① 小・中学校間の学びと育ちの継続

学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。

特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。

② 小・中連携教育の推進

小・中連携の日を活用し、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について情報共有することにより、児童・生徒一人一人に丁寧に対応することができるよう検討をしていきます。また、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各小・中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。

	事業・取組	方向性	担当
1	小・中学校間の学びと育ちの継続	継続	学校 指導課
2	小・中連携教育の推進	継続	学校 指導課

基本指針 2 - 3 中学校と進路先との連携

【施策の方向性】

○各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での学習上・生活上の困難さを軽減できるよう連携を図ります。

① 中学校から進学先への学びと育ちの継続

進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。

また、特別支援教室に通っていた生徒については、都立高校での通級による指導において積極的に連携を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	中学校から進学先への学びと育ちの継続	充実	学校 指導課

基本指針 2 - 4 特別支援学校との連携

【施策の方向性】

- エリアネットワークとの連携や特別支援学校の専門性を活用し、特別支援教育に関する情報収集に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、教員の特別支援教育への理解を深めるため、校内での研修等の充実を図ります。
- 児童・生徒の障がいの特性に応じた直接交流や間接交流の事例を学校間で共有しながら、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流を充実させます。

① 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。

また、エリアネットワークと連携し、特別支援教育に関する情報収集に引き続き努めます。

② 交流及び共同学習の推進

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍することもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、事前の準備や計画、ねらいの明確化、学習環境の整備の充実を図ることで、児童・生徒の障がいの特性への理解の視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

③ 副籍交流の充実

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域のこどもとして、居住する地域とつながり、こどもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で市内の小・中学校の好事例を共有するとともに、東京都教育庁発行の副籍ガイドブックや副籍交流事例集などを活用し、教員の理解を深める。また、地域の保護者や児童・生徒に対し取組についての情報発信を推進するなどして副籍交流に関わる人々の理解を深めることにより、副籍交流の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
----	-------	-----	----

1	特別支援学校の センター的機能の活用	充実	学校 指導課
2	交流及び共同学習の推進	充実 重点事業	学校 指導課
2	副籍交流の充実	充実 重点事業	学校 指導課

基本指針 2-5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

【施策の方向性】

○学校と学童クラブ、学校と放課後こども教室、放課後学習教室、放課後等デイサービス等との間において、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなどして、児童・生徒の支援方針を共有し、育ちをつなぐ取組を推進します。

① 小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進

小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなどして一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。

② 学校と放課後こども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進

放課後子こども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなどして一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。

③ 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進

学校と放課後等デイサービス間での育ちを繋ぐ取組を推進するため、学校生活支援シートによる情報共有について検討するなど、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有連携強化に関する仕組みづくりを行います。検討します。

No	事業・取組	方向性	担当
1	小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進	充実	学校 子育て支援課
2	学校と放課後こども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進	充実	学校 地域学習支援課
3	学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進	充実	学校 障がい者支援課

基本指針 2－6 国立精神・神経医療研究センターと学校との連携

【施策の方向性】

○国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターとの連携により、特別支援教育に関する研修等を充実させ、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等がある児童・生徒一人一人の学習上・生活上の困難さを軽減できるよう努めます。

① 国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実<再掲>

注意欠陥多動性障がい（ADHD）等がある児童・生徒が、可能な限り多くの時間を在籍する通常の学級で他の児童・生徒とともに活動することができるよう、国立精神・神経医療研究センターと連携し、児童・生徒一人一人の特性の捉え方や対応方法等について具体的に学ぶことにより、学級担任等の指導力、対応力の向上を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	国立精神・神経医療研究センターとの連携による特別支援教育に関する研修等の充実<再掲>	新規 重点事業	学校 指導課

基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

基本指針3-1 障がい理解教育の推進

【施策の方向性】

- 障がいの有無にかかわらず全ての児童・生徒が能力を最大限に伸ばしながら共に学ぶことができる取組を推進します。
- 交流及び共同学習並びに副籍交流を計画的・組織的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての児童・生徒が相互に理解することにより、共生社会に資する能力の育成を図ります。

① 児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進

特別支援学級の教員、特別支援教室の巡回指導教員、難聴・言語障がい通級指導学級の教員など特別支援教育に関わる教員が、通常の学級と連携して授業を行うなど、障がい理解教育を実施し、特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します

② 交流及び共同学習の推進<再掲>

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍することもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、事前の準備や計画、ねらいの明確化、学習環境の整備の充実を図ることで、児童・生徒の障がいの特性への理解の視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

③ 副籍交流の充実<再掲>

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域のこどもとして、居住する地域とつながり、こどもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で市内の小・中学校の好事例を共有するとともに、東京都教育庁発行の副籍ガイドブックや副籍交流事例集などを活用し、教員の理解を深める。また、地域の保護者や児童・生徒に対し取組についての情報発信を推進するなどして副籍交流に関わる人々の理解を深めることにより、副籍交流の充実を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	児童・生徒を対象とした理解教育の推進	充実	学校
2	交流及び共同学習の推進<再掲>	充実 重点事業	学校 指導課
3	副籍交流の充実<再掲>	充実 重点事業	学校 指導課

基本指針 3 - 2 保護者支援のための情報提供の促進

【施策の方向性】

○保護者が必要とする情報が分かりやすく行き届くように、市ホームページ等を活用し、特別支援教育に関する情報提供を充実させます。

① 保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携

保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共にこどもを育むために連携を図ります

② 関係機関と連携した就学説明会の実施

特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、自閉症・情緒障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、特別支援学級等の実際の活動の様子の話や就学相談の受付から就学までの手続き、その他の制度などについて説明会を実施します。

③ 特別支援教育に関する情報発信

市報、教育委員会だより、市ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。市ホームページには、小平市の特別支援教育の考えや就学相談の手続などをいつでも確認できるよう動画配信を引き続き行います。

また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携	継続	認定こども園・幼稚園・保育園 保育課
2	関係機関と連携した就学説明会の実施	継続	指導課
3	特別支援教育に関する情報発信	継続	指導課

基本指針 3-3 保護者同士の交流の場等の促進

【施策の方向性】

○障がいのあるこどもの保護者が孤立感、孤独感を感じないように、他の保護者と悩みや情報を共有できる保護者同士の交流を促進します

① ペアレントメンター

発達障がいのこどもを育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。

② ペアレントプログラム

こどもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにしたこどもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。

③ 「みんなではなそう会」(障がい児療育事業)

白梅学園大学と連携して、発達の気になるこどもや障がいのあるこどもの保護者のための交流会を実施します。

④ 子育て交流ひろば(子ども家庭支援センター)

乳幼児と保護者の遊び場や交流促進の場として実施します。

⑤ こども広場

子育ての相談、親子の交流、こどもの遊びの指導、子育て情報の提供などを通して児童福祉の増進を図ります。

No	事業・取組	方向性	担当
1	ペアレントメンター	継続	障がい者支援課
2	ペアレントプログラム	継続	障がい者支援課 指導課
3	「みんなではなそう会」(障がい児療育事業)	継続	障がい者支援課

4	子育て交流広場（子ども家庭支援センター）	継続	こども家庭センター
5	こども広場	継続☆	子育て支援課

基本指針 3 - 4 保護者への専門相談支援

【施策の方向性】

○乳幼児期から学校卒業後まで、特別な支援を必要とするこどもとその保護者に寄り添い、専門的見地から相談支援を行います。

① 発達支援相談<再掲>

児童発達支援センターは、発達の気になるこどもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担うと共に、発達を支援するための相談窓口を実施しています。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、こどものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

② 乳幼児心理発達相談<再掲>

乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、こどもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

- ・個別相談
- ・集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）
- ・集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）

③ 子育て相談（子ども家庭支援センター）

子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の専門相談員による、個別の専門相談を実施します。

④ 就学相談

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた就学を支援するため、就学相談室で就学相談を受け付け、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

また、通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。

⑤ 教育相談

こどもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が改善やより良い成長・発達を支援していきます。

No	事業・取組	方向性	担当
1	児童発達支援センターによる発達支援相談	継続	障がい者支援課
2	乳幼児心理発達相談<再掲>	継続	こども家庭センター
3	子育て相談（子ども家庭支援センター）	継続	こども家庭センター
4	就学相談	継続	指導課
5	教育相談	継続	指導課

基本指針 3 - 5 就労に向けた相談支援

【施策の方向性】

○義務教育後の進学や就労に関する情報を広く提供し、将来を見据えた進路決定を一人一人が行えるような相談や支援を充実させます。

① 進学や就労を見据えた情報提供

市ホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。

② 体験的な学習の実施

生徒一人一人の状況に応じた様々な体験的な学習を通して職業観を豊かにすることができるよう、職場体験の受け入れ先の事業所が充実するよう努めるなど、主体的に自己の進路を選択する能力を育てる学習を進めます。

No	事業・取組	方向性	担当
1	進学や就労を見据えた情報提供	充実	学校 指導課
2	体験的な学習の実施	継続	学校 指導課